

## 市場化テスト事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する 実施府省等の対応等について

令和2年12月4日  
官民競争入札等監理委員会

### 1 新型コロナウイルスの影響による市場化テスト事業の実施

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札等により行われている委託事業（市場化テスト事業）について、現下の新型コロナウイルスの影響により、適正かつ確実な実施が困難な状況もあるものと考えています。このような場合、受託事業者の故意又は過失によることなく、新型コロナウイルス感染症の影響により、市場化テスト事業の運営に支障が生じる場合には、基本的に「不可抗力」によるものと考えられます。

### 2 新型コロナウイルスの影響による市場化テスト事業の対応

上記1の場合、契約期間の変更、実施内容の変更、確保されるべき質の変更、不可抗力による増加費用の分担の在り方等について、契約書等に基づき、受託事業者と実施府省等の間で協議を行っているものと思いますが、実施府省等においては、新型コロナウイルス感染症に伴う影響の程度、契約の性質、業務の内容等の個別具体的な事情に鑑み、誠実に協議を行っていただき、柔軟に対応していただきますよう、より一層の配慮をお願いいたします。

また、新たに実施要項を定める際、実施府省等においては、新型コロナウイルス感染症による市場化テスト事業への影響を可能な限り事前に見極め、必要に応じて、その内容等を実施要項に盛り込んでいただきますようお願いいたします。

### 3 事業者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業者における財務状況の悪化等により、事業の安定的・継続的な運営に支障が生じている状況も見受けられますので、実施府省等においては、府省等における新型コロナウイルス感染症に対する事業者への各種の支援策等の活用を促すなどし、引き続き、円滑な市場化テスト事業の実施に努めていただきますようお願いいたします。